



# 3D SYSTEMS™

## 3D SYSTEMS, INC.

標準ソフトウェア規約

2021年6月7日より有効

本標準ソフトウェア規約は、ライセンスソフトウェア（以下「ソフトウェア」）に関するあらゆる提案書や合意書およびまたは発注書、あるいは Systems, Inc.（以下「3D Systems」）により顧客（以下「お客様」）に対して行われるソフトウェアに関するメンテナンス（以下「ソフトウェアメンテナンス」）の提供に適用されます。本規約は、ソフトウェアライセンスおよびまたはソフトウェアメンテナンスのための関連の提案書や合意書およびまたは発注書（以下「合意書」）は、両当事者間の合意全体を構成するものです。

- 1. 一般条項** – 本契約は、本契約とソフトウェアメンテナンスの書面に一覧表示されている 3D Systems のソフトウェアのライセンスをお客様に対して販売する際に統制を行います。期間は、本契約の以下のセクション 9 に指定されています。お客様は、お客様の仕様に基づいて、ソフトウェアおよびソフトウェアメンテナンスを選択しています。本契約の追加または変更は、3D Systems およびお客様による署名のある書面によらない限り有効となりません。お客様が本契約（またはその修正版）に署名した後、3D Systems の役員または権限を与えられたその他の被指名人によって署名がなされた時点で、本契約は拘束力のある契約になります。
- 2. ソフトウェアライセンス** – お客様は、ソフトウェアのインストール中にコンピューターの画面に表示される使用許諾契約（以下「EULA」）（「クリックスルー」ライセンスとよく呼ばれます）に含まれる規約に従ってソフトウェアがお客様にライセンスされることを認識し、同意するものとします。お客様と 3D Systems は、ソフトウェアに含まれているクリックスルーライセンスの規約が、本契約で全体が規定されているもののように、参照することにより本契約に含まれることに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアに含まれるクリックスルーライセンスの規約に拘束されることに同意するものとします。当該のクリックスルーライセンスを生成しているソフトウェアが、お客様の従業員や 3D Systems のどちらかがインストールしている場合でも、お客様が使用できるように独立請負業者がインストールしている場合でも、関係ありません。3D Systems は、当該のクリックスルーライセンスのコピーをリクエストベースでお客様に提供します。ソフトウェアに関する保証の条項は、ソフトウェアにあるクリックスルーライセンスに含まれています。EULA に一覧表示されている規約は本規約に取って変わります。
- 3. サービス** – テクニカルサポートが電話、メール、Web ポータルにより提供されます。サポートは、以下に一覧表示されている地域の営業時間中に 3D Systems のテクニカルサポートチームのメンバーにより提供されます。ソフトウェアメンテナンスは、本契約のお客様により購入された場合、次のスケジュールで提供されます。

**電話サービス** – 3D Systems はカスタマーサポートの電話番号を提供します。対応時間は営業日の現時間の午前 9 時から午後 5 時です（3D Systems の休日を除きます）。

**メンテナンスの提供** – 3D Systems は合理的な努力を行って、電話サービスでお客様が残したメッセージに対して当該のメッセージが残されてから 4 営業時間内に応答するようにしています。

**予定外の延長メンテナンスサービス** – お客様は、本契約の規定外の、および土曜日、日曜日および 3D Systems の休日の修理メンテナンスサービスを求めることができますが、当該修理メンテナンスサービスについては、事前に定めたスケジュールに基づいて実施し、当該日のサービスに対して適用されるその時点における 3D Systems の現行時間単位作業料金を支払うものとします。

**制限** – サポートは利用可能の場合のみ現地の言語で提供されます。お客様の現地の 3D Systems のオフィスに連絡すると特定できます。

- 4. ソフトウェア更新** – ソフトウェアメンテナンスを購入したお客様は、本契約のソフトウェアメンテナンスの期間中に、更新が利用可能になった場合、それに伴い、ソフトウェアの更新を追加料金なしで受け取ります。3D Systems には、現在のバージョン以外のソフトウェアのどのバージョンにもサポートを提供する義務はありません。3D Systems には、テクノロジープレビュー、ベータソフトウェア、3D Systems が無料で提供するユーティリティのサポートを行う義務はありません。
- 5. 欠陥の解決** – 独自の判断によりソフトウェアに欠陥があることを特定した場合、3D Systems は独自の選択で、お客様が現在使用しているソフトウェアの当該のバージョンにあるその欠陥を修理するか、お客様にその欠陥が修理されているソフトウェアの新しいバージョンをインストールするように指示します。3D Systems は、欠陥を修正する代わりに回避策を提供する権利を留保します。お客様がソフトウェアにある欠陥と称されるものを 3D Systems に報告した場合、3D Systems が次の情報を提供するようにお客様に依頼することがあります。  
(i) 操作環境の全般的な説明。 (ii) すべてのハードウェアコンポーネント、オペレーティングシステム、ネットワークの一覧。 (iii) 再現可能なテストケース。 (iv) ログファイル、トレースファイル、システムファイル。この情報を提供しないと、3D Systems が欠陥と称されるものを特定し、修正できないことがあります。
- 6. 免責** – 3D Systems には、次のいずれかが原因となっているかこれにより生じている問題に対していかなるテクニカルサポートも提供する義務はありません。 (i) 3D Systems 以外によって行われたソフトウェアの改造。 (ii) 本契約で許可されている方法やソフトウェアの文書に記載されている方法以外でのソフトウェアの使用。 (iii) お客様の過失またはエラー。 (iv) 社内外のプログラミングやスクリプト。 (v) 3D Systems が明示的にサポートしていない第三者の製品。 (vi) 3D Systems が認定していないハードウェア、ドライバー、ソフトウェアの交換や設置に関するコンフリクト。
- 7. 法定保証の否認** – ソフトウェアとソフトウェアメンテナンスに関して、明示的や黙示的な保証はありません。これには、商品性および本来の目的または特定の目的に対する適合性の保証が含まれますが、これらに限定されません。他の各保証に関しては、3D Systems は本契約で否認します。
- 8. 賠償責任の限定** – 3D Systems は、理由にかかわらず、結果的損害懲罰的損害、特別な損害、または付随的損害（利益の損失または従業員の時間の損失など）に関して、お客様に責任を負いません。いかなる場合においても、契約に基づく 3D Systems の責任およびまたは義務は、本契約が規定するその時点における現行契約期間中にお客様がソフトウェアやソフトウェアメンテナンスのために既に支払った



3D SYSTEMS®

## 3D SYSTEMS, INC.

標準ソフトウェア規約

2021年6月7日より有効

金額を上回らないものとします。3D Systems は、いかなる状況においても、お客様のデータを再作成し、リストアする義務はないものとします。ソフトウェアに関する法的責任の制限は、ソフトウェアにあるクリックスルーライセンスに含まれています。

9. **メンテナンス期間** – 本契約に基づいて提供されるソフトウェアメンテナンスにつ関して、ソフトウェアメンテナンス期間は本契約に指定されている日付から開始するものとします。ソフトウェアメンテナンスは、当事者のいずれかが、その時点で現行ソフトウェアメンテナンス期間が満了する前に、相手方に少なくとも 90 日前に書面の通知を書留郵便で行うことにより、ソフトウェアメンテナンスを終了しない限り、同じ規約で 1 年間延長することにより自動的に更新されます。
10. **権利、損失のリスク、引き渡し** – 引き渡しのスケジュールを守れない状況が発生した場合、引き渡しの遅延、あるいは遅延を通知できなかったことで発生するいかなる損害または違約金についても 3D Systems は責任を負いません。しかし、3D Systems は遅延を通知するためにあらゆる合理的な努力を払います。遅延は解約の理由として認められないものとします。引き渡しにより実際の出荷日に **Ex Works** (工場渡) が生じ、出荷時に権利および損失リスクがお客様に移転します。
11. **支払い** – 本契約に別途規定がない限り、支払条件は次の通りとします。お客様は 30 日以内に全額を支払うものとします。期限経過勘定については、お客様は月当たり 1-1/2%の金利で (法定最高金利の方が低ければ法定最高金利で) 利子を支払うものとします。お客様は、売上税または使用税の免除を要求する場合、「発送先」に指定した場所の免税証明書、直接支払証明書、または再販証明書のコピーを 3D Systems に提供するものとします。3D Systems は、お客様が支払いを期日通りに行わない場合、ソフトウェアのライセンスを取り消し、ソフトウェアメンテナンスの継続を中断する権利を留保します。
12. **特許** – 誰かが特定のソフトウェアが米国、欧州連合、または日本におけるその人物の特許、著作権、企業秘密、またはその他の所有権を侵害していると申し立てる場合、お客様がその申し立てを書面で 3D Systems に迅速に通知し、かつ 3D Systems が訴訟の弁護を引き受けることを認める場合、3D Systems は結果として生じる損害、判決、または和解 (費用と合理的な弁護士料を含む) からお客様を補償し、免責します。弁護を引き受ける場合、3D Systems は訴訟代理人を選ぶことができ、その問題における弁護や問題の解決を行う独占的権利を有するものとします。3D Systems は、同等の侵害していないソフトウェアを代用するか、ソフトウェアを変更する (この場合でも仕様を満たす必要があります) ことで、侵害しないようし、お客様がソフトウェアを仕様し続ける権利を確保できるようにすることができます (すべて 3D Systems のコスト負担で行われます)。上述の内容が実施できず、使用の継続が禁じられている場合は、お客様からソフトウェアを元の購入価格で購入することができます。この際、使用するための合理的なレンタル料金よりも少なくなります。この補償は、3D Systems 以外によって行われるソフトウェアの変更、第三者のコンテンツのライセンスなしの使用や、お客様が追加した他のデバイスやソフトウェアとの併用に起因する申し立てには適用されません。
13. **輸出コンプライアンス** – お客様は、米国、EU、そして他の適切な輸出管理法および規制に完全に準拠している場合を除き、いかなる機器やソフトウェアも直接的または間接的に輸出、再輸出、またはその他の方法で引き渡しはなりません。これらの義務は、本契約の終了後も存続するものとします。さらに、お客様は、アイテム、テクノロジー/技術のデータ、および/またはサービスが、次の目的に使用されないことに同意するものとします。軍事または防衛の用途、あるいは軍事のエンドユースにおけるデザイン、生産、組立て、テスト、操作、統合、設置、点検、メンテナンス、修理、分解修理、改修。中華人民共和国、ベネズエラ、ミャンマー、ロシア、および米国規制 744.21 補足 2 に記載されている国、州、省の軍事のエンドユーザーのため。3D Systems より入手する製品、ソフトウェア、および/またはテクノロジーは、UN、EU、OSCE が禁輸措置を講じている国や地域に再輸出、販売、その他の再販、移転を行わないものとします。そのような行為は、デュアルユースアイテムの輸出、移転、ブローカー、トランジットをコントロールするコミュニティの体制を設定している理事会規則 (EC) No 428/2009 の禁輸措置の条項に違反する販売や移転になります。お客様は、3D Systems から受け取ったアイテムの販売、移転、輸出、再輸出を行い、次のような活動に使用しないものとします。核爆発の活動、保護されていない核活動、核燃料サイクルや原子力推進の活動といったもの。また、化学兵器、生物兵器、ミサイル、ロケットシステム、無人航空機 (UAV) の設計、開発、生産、備蓄、使用。
14. **不可抗力** – 両当事者は、合理的な制御を超えた状況に起因する本契約の義務の履行遅滞に関し、他方に対して責任を負いません。このような状況には、反乱、騒擾、暴動、戦争、内乱、国家緊急事態、ストライキ、洪水、地震、禁輸措置、材料や輸送の確保不能、天変地異、両当事者の合理的な制御が及ばない、自然や政府当局によって引き起こされる事象などがありますが、これらに限定されません。
15. **可分性** – 本契約のいずれかの条項が無効、違法、または法的強制力がないと判断された場合、そのような無効性、違法性、または法的強制力の欠如にかかわらず、本契約とその他の条項は効力を持ち続けるものとします。その際、両当事者は、無効または法的強制力のない条項の経済的利益に可能な限り近い、有効で拘束力と法的強制力のある代替条項に同意するものとします。
16. **紛争解決** – お客様および 3D Systems は、本契約、または本契約の履行または違反に起因または関連する論争、請求、または紛争については、交渉による解決に努めるものとします。通知から 30 日以内に交渉によって解決しない主張については、米国仲裁協会 (以下「AAA」) が商業仲裁規則に基づいて運営する仲裁によって解決されるものとし、その仲裁判断は管轄権を有するいずれの裁判所からも執行判決を得ることができます。審理は、3D Systems 本社に最も近い米国仲裁協会事務所で行います。
17. **その他** –
  - A. 本契約は、法条項間の矛盾・衝突に関係なくニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
  - B. 3D Systems およびお客様は、本契約に適用されるすべての法律を遵守するものとします。
  - C. 本契約に基づくすべての通知は、書面で受領した時点で効力を有します。お客様および 3D Systems への通知は、本契約に記載された住所に送付するものとします。
  - D. 本契約の変更は書面でなされ、両当事者の署名を必要とするものとします。



**3D SYSTEMS®**

**3D SYSTEMS, INC.**  
標準ソフトウェア規約

2021年6月7日より有効

18. **完全合意** - お客様は、本契約を読み、かつこれを理解した上で、その条項に拘束されることに同意したことになります。さらに、お客様は、本契約とソフトウェアに含まれているクリックスルーライセンスが合意の完全かつ唯一のステートメントを記載していることを表明し、同意します。これには、当事者間を統制する規約が含まれ、これはあらゆる提案書、発注書を含むお客様の下位文書の印刷物、口頭あるいは書面の合意、お客様の一般取引条件、本契約に関連する当事者間のすべての他のやりとりより優先され、それらに取って代わります。